

医療費適正化について

県では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療費適正化計画を策定しており、現在は第3期（～令和5年度）にあたる。

市町村においては特定健診・特定保健指導の受診率向上や糖尿病などの生活習慣病の重症化予防対策、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用などの取組みによる医療費適正化の推進が求められている。

1 保険者努力支援制度における医療費適正化に関する取組への評価について

(1) 取組評価分

保険者共通の指標のうち、医療費の適正化に資する以下の項目について、重点が置かれている。

- ・ 特定健診・特定保健指導の実施率
- ・ 生活習慣病の発症予防・重症化予防
- ・ 重複・多剤投与者に対する適正服薬の促進
- ・ 後発医薬品の使用促進

など

(2) 事業費分

予防・健康づくりに関する事業費について交付するため、従来の国保ヘルスアップ事業を統合する形で令和2年度から新設された。

医療費の適正化に繋がる、生活習慣病予防対策などが対象となっている。

- ・ 生活習慣病予防対策
- ・ 生活習慣病重症化予防対策
- ・ 重複・多剤服薬者等に対する保健指導 など

2 県によるレセプトデータ等を活用したデータ分析について

県内市町村における地域特性や健康課題を見える化し、市町村の保健事業の参考とするための基礎データとするため、昨年度に引続き、特定健診・レセプトデータ等の分析事業を実施。

今後、委託事業により分析を行い、年度末頃に市町村向けの結果説明会を行う予定となっている。

令和4年度の保険者努力支援制度 取組評価分

市町村分（500億円程度）

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率・特定保健指導実施率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科健診受診率

指標③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況

- 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況
- 特定健診受診率向上の取組実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複・多剤投与者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組・使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 保険料（税）収納率
- ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

- データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

- 医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況

- 国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

- 第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

- 適切かつ健全な事業運営の実施状況
- 法定外繰入の解消等

都道府県分（500億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価

- 主な市町村指標の都道府県単位評価(※)
 - ・特定健診・特定保健指導の実施率
 - ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
 - ・個人インセンティブの提供
 - ・後発医薬品の使用割合
 - ・保険料収納率
- ※都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価

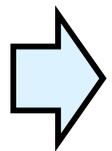
- 年齢調整後一人当たり医療費
 - ・その水準が低い場合
 - ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価
- 重症化予防のマクロ的評価
 - ・年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合

指標③ 都道府県の取組状況

- 都道府県の取組状況
 - ・医療費適正化等の主体的な取組状況
(保険者協議会、データ分析、重症化予防、**重複・多剤投与者への取組**等)
 - ・法定外繰入の解消等
 - ・保険料水準の統一
 - ・医療提供体制適正化の推進

取組評価分(市町村分) 各年度配点比較

区分	指標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合
共通①	(1) 特定健康診査受診率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%	70	7.0%
	(2) 特定保健指導実施率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%	70	7.0%
	(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率	50	5.9%	50	5.4%	50	5.0%	50	5.0%
共通②	(1) がん検診受診率等	30	3.5%	30	3.3%	40	4.0%	40	4.0%
	(2) 歯科健診受診率等	25	2.9%	25	2.7%	30	3.0%	30	3.0%
共通③	発症予防・重症化予防の取組	100	11.8%	100	10.9%	120	12.0%	120	12.0%
共通④	(1) 個人へのインセンティブ提供	70	8.2%	70	7.6%	90	9.0%	90	9.0%
	(2) 個人への分かりやすい情報提供	25	2.9%	20	2.2%	20	2.0%	20	2.0%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	35	4.1%	50	5.4%	50	5.0%	50	5.0%
共通⑥	(1) 後発医薬品の促進の取組	35	4.1%	35	3.8%	130	13.0%	130	13.0%
	(2) 後発医薬品の使用割合	40	4.7%	100	10.9%				
固有①	保険料(税)収納率	100	11.8%	100	10.9%	100	10.0%	100	10.0%
固有②	データヘルス計画の実施状況	40	4.7%	50	5.4%	40	4.0%	40	4.0%
固有③	医療費通知の取組	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%	25	2.5%
固有④	地域包括ケア・一体的実施	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%	30	3.0%
固有⑤	第三者求償の取組	40	4.7%	40	4.3%	40	4.0%	40	4.0%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	50	5.9%	60	6.5%	95	9.5%	95	9.5%
	体制構築加点点	60	7.0%	40	4.3%	—	—	—	—
全体	体制構築加点点含む	850	100%	920	100%	995	100%	1,000	100%

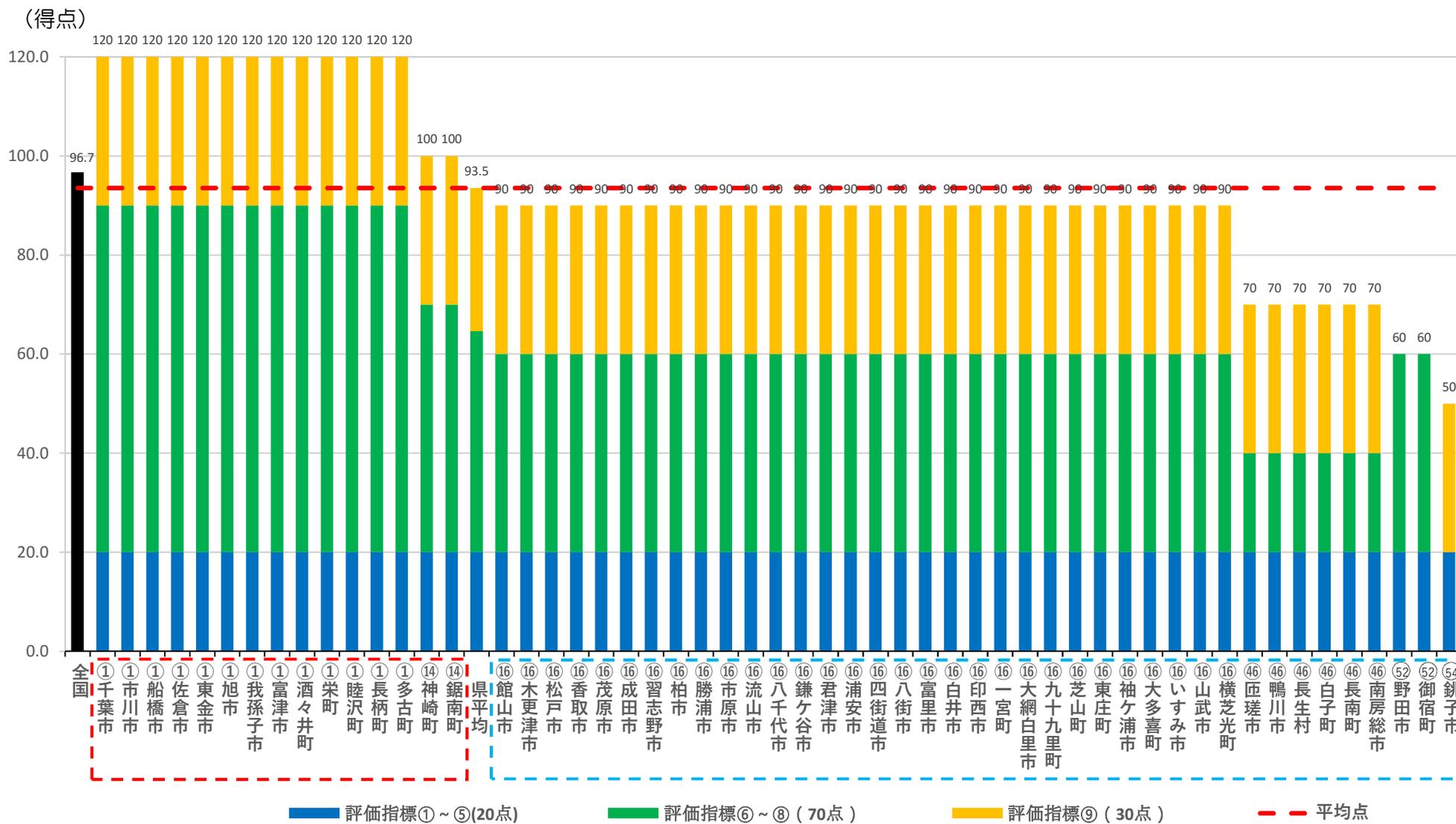


令和4年度	
配点	全体に対する割合
70	7.3%
70	7.3%
50	5.2%
40	4.2%
30	3.1%
120	12.5%
45	4.7%
15	1.6%
50	5.2%
130	13.5%
100	10.4%
30	3.1%
20	2.1%
40	4.2%
50	5.2%
100	10.4%
—	—
960	100%

共通指標③ 重症化予防の取組の実施状況（令和2年度の実施状況、平成30年度の実績を評価）満点:120点	達成 保険者 数	配点
以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する。		
① 対象者の抽出基準が明確であること		
② かかりつけ医と連携した取組であること		
③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること	54	20
④ 事業の評価を実施すること		
⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること		
以上①～⑤の基準を全て満たす取組を実施する場合であって、以下を満たす取組を実施している場合		
⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること	51	20
⑦ ①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診がない者には更に面談等を実施していること	47	20
⑧ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる割合を達成している場合	15	30
⑨ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること	52	30

千葉県 令和3年度保険者努力支援制度（市町村分）の得点状況（共通指標3）

※「全国」は、指標全体の平均点



令和4年度市町村取組評価分

【共通指標③生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組実施状況】

重症化予防の取組の実施状況 (令和2年度の実施状況を評価、平成30年度の実績を評価)	配点	該当数	達成率
以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する	20	1694	97.3%
① 対象者の抽出基準が明確であること			
② かかりつけ医と連携した取組であること			
③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること			
④ 事業の評価を実施すること			
⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること			
①～⑤の基準を全て満たす取組を実施する場合であって、以下を満たす取組を実施している場合			
⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること。	20	1641	94.3%
⑦ ①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診がない者には更に面談等を実施していること。	20	1513	86.9%
⑧ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる割合を達成している場合	30	719	41.3%
10万人以上			
0.0683%（平成30年度上位3割）			
5万～10万人			
0.0516%（平成30年度上位3割）			
1万人～5万人			
0.0459%（平成30年度上位3割）			
3千人～1万人			
0.0420%（平成30年度上位3割）			
3千人未満			
0.0000%（平成30年度上位3割）			
⑨ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること。	30	1611	92.5%



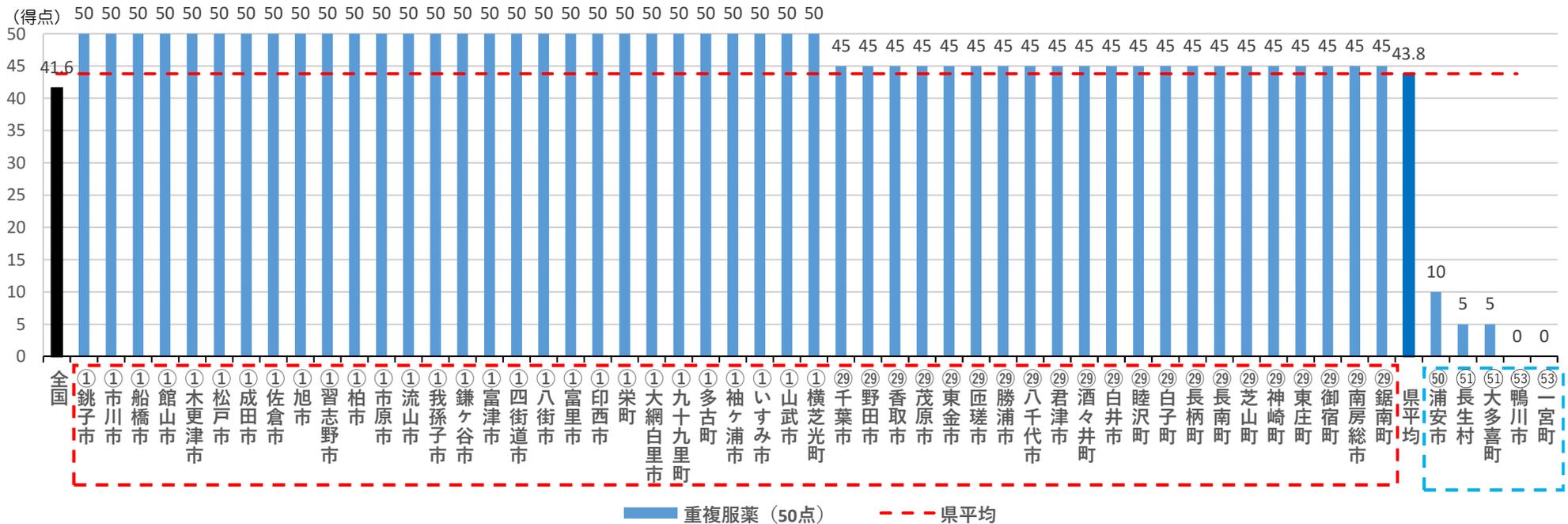
生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価)	配点
以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する	10
① 対象者の抽出基準が明確であること	
② かかりつけ医と連携した取組であること	
③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること	
④ 事業の評価を実施すること	
⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること	
⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること	10
⑦ 特定健診受診者で糖尿病基準に該当するが医療機関未受診の者及び特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者を抽出し、受診勧奨を実施している場合	30
⑧ 保健指導対象者の医療機関受診状況に加え、保健指導終了後のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、アウトカム指標により評価していること	30
⑨ 生活習慣病の発症予防や重症化予防の正しい理解促進のため、保健衛生部門と連携して、健康教育等のポピュレーションアプローチの取組を行っている場合	15
特定健診受診率向上の取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価)	配点
⑩ 40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の特定健診を実施をしている場合	15
⑪ 若い世代から健診への意識を高めるため、40歳未満を対象とした健診を実施し、かつ、40歳未満の被保険者に対し、健康意識の向上と健診等の実施率向上のための周知・啓発を行っている場合	10

【令和4年度指標の考え方】

- 自治体の達成状況を踏まえ、配点割合の見直しを行うとともに、指標内容の明確化を行う。
- 健康教育等のポピュレーションアプローチの取組や40～50歳代の特定健診受診率向上のための取組を新たに評価する。
※ 【共通指標④（2）40歳未満被保険者の特定健診等の実施率向上の取組】から移行。

千葉県 令和3年度保険者努力支援制度（市町村分）の得点状況

共通指標⑤ 重複・多剤投与者に対する取組（令和2年度の実施状況を評価）満点:50点	達成 保険者数	配点
① 重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施している場合	49	15
② ①の基準を満たす取組の実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、実施前後で評価している場合	49	25
③ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複・多剤投与の対策を実施している場合	30	5
④ 被保険者に対し、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っている場合	51	5



令和4年度市町村取組評価分

【共通指標⑤重複・多剤投与者に対する取組】

重複・多剤投与者に対する取組 (令和2年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施している場合	15	1589	91.3%
② ①の基準を満たす取組の実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、実施前後で評価している場合	25	1482	85.1%
③ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複・多剤投与の対策を実施している場合	5	853	49.0%
④ 被保険者に対し、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っている場合	5	1263	72.5%



令和4年度実施分

重複・多剤投与者に対する取組 (令和3年度の実施状況を評価)	配点
① 重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施し、かつ、取組実施後に対象者の処方状況をレセプト等で確認した上で、本人や支援者に服薬状況や副作用の改善状況を確認し、実施前後で評価している場合	25
② KDBシステム等を活用し、重複・多剤処方を受けた被保険者の概数を把握していること	10
③ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複・多剤投与の対策を実施している場合	5
④ 被保険者に対し、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っている場合	5
⑤ 被保険者に対し、セルフメディケーションの推進（OTC医薬品の普及を含む）のための周知・啓発を行っている場合	5

【令和4年度指標の考え方】

- 市町村の達成状況等を踏まえ、指標を見直すとともに、KDBデータ等を活用した取組を評価する。
- セルフメディケーションについては、薬剤の適正利用の観点により【共通指標④（2）個人への分かりやすい情報提供の実施】から移行。

保険者努力支援制度の抜本的な強化

人生100年時代を見据え、令和2年度より保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円(総額550億円)により予防・健康づくりを強力に推進

事業スキーム(右図)

令和2年度より新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

① 「**事業費**」として交付する部分を設け(約200億円。現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は約250億円)、

※ 政令改正を行い使途を事業費に制限

② 「**事業費に連動**」して配分する部分(約300億円)と合わせて交付

※ ①の予防・健康づくり事業を実施することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分

⇒ ①と②と相まって、**自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し**

事業内容

【都道府県による基盤整備事業】

- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充
- 人材の確保・育成
- データ活用の強化

【市町村事業】

- 国保ヘルスアップ事業の拡充
- 効果的なモデル事業の実施(※都道府県も実施可)

【見直し後の保険者努力支援制度】

事業費分・事業費連動分

②事業費に連動して配分
約300億円

①予防・健康づくり事業費
約200億円

+ 国保ヘルスアップ事業
約50億円

統合

+

取組評価分

約1,000億円

※一部特調を活用

令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の支援対象事業

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援することを目的とする

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

<事業区分>

A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

D 人材の確保・育成事業

B 市町村の現状把握・分析

E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

C 都道府県が実施する保健事業

F モデル事業(先進的な保健事業)

市町村国保ヘルスアップ事業

国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、国保被保険者に対しての取組として必要と認められ、安全性と効果が確立された方法により実施する事業

<事業区分>

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ①生活習慣病予防対策 | : 特定健診未受診者対策、生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組等 |
| ②生活習慣病重症化予防対策 | : 生活習慣病重症化予防における保健指導、糖尿病性腎症重症化予防等 |
| ③国保一般事業 | : 健康教育、健康相談、保健指導、健康づくりを推進する地域活動等 |
| ④効果的なモデル事業 | : 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業 |